

一般社団法人鳥取県東部歯科医師会歯と口の健康週間事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人鳥取県東部歯科医師会歯と口の健康週間事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、歯科衛生意識の高揚を図る活動等を行う一般社団法人鳥取県東部歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）の事業に要する経費に対し、補助金を交付し、もって市民の健康増進・向上を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 本補助金の対象となる事業は、歯科医師会が歯と口の健康週間にあわせて行う歯の衛生に関する指導及び健康を守る教育等の事業とする。

2 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する事業に要する経費のうちコンクール事業及び歯と口の健康週間事業の実施に係る経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

3 本補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額と、補助事業に係る経費の総額から当該補助事業に係る収入（協賛金、助成金、本補助金以外の補助金、交付金等）を控除した額とのいずれか少ない方の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 本補助金の申請にあたり、規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号に規定する書類は、様式第1号とする。

2 歯科医師会が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額

が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

- 3 市長は、前項による申請を受けたときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）本補助金の2割を超える減額

（実績報告の時期等）

第6条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 歯科医師会は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 歯科医師会は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１３年５月１８日から施行し、平成１３年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行し、平成１８年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行し、平成１８年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年５月１７日から施行し、平成２５年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条、第 6 条関係）

年度 一般社団法人鳥取県東部歯科医師会歯と口の健康週間事業補助金実施計画（実績報告）書

団体等の 名 称	
代表者	
所在地	
事業目的 及び目標	
事業内容	
事業効果	
事業期間	年 月 日 から 年 月 日まで
消費税の 取扱い	（一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が 5 %を超えている公益法人 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者） ※いずれか該当するものに○をしてください。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

年度仕入控除税額確定報告書

一般社団法人鳥取県東部歯科医師会歯と口の健康週間事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）